

社会福祉法人沼田市社会福祉協議会
沼田市地域包括支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人沼田市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が開設する沼田市地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定居宅介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、高齢者的心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

(事業の委託)

第2条 事業の受託者は、社会福祉法人沼田市社会福祉協議会とする。ただし、事業の一部を指定居宅介護支援事業所に委託することができるものとする。

(運営の方針)

第3条 センターは、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。

- (1) 利用者が住み慣れた地域で、尊厳のある生活を継続できるよう、できるだけ要介護状態にならないような予防対策を講じること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮すること。
- (3) 利用者の意志及び人格を尊重し、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。
- (4) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じること。
- (5) 指定介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 沼田市地域包括支援センター
- (2) 所在地 沼田市東原新町1801番地72

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 業務に従事する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、いずれの業務においても、各職種がセンターの業務全体を十分に理解し、連携して業務を行い、包括的に高齢者を支援しなければならない。

(1) 管理者 1名

管理者は、センターの従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うこととする。

(2) 社会福祉士 2名

社会福祉士は、総合相談支援及び権利擁護等に従事することとする。

(3) 主任介護支援専門員 2名

主任介護支援専門員は、包括的・継続的マネジメント支援等に従事することとする。

(4) 保健師 3名

保健師は、介護予防ケアマネジメント等に従事することとする。

(5) その他の職員 6名

他の職員は、必要な業務を行う。

2 その他職務の遂行については、介護保険関係法令等を遵守する。

(営業日及び営業時間)

第6条 センターの営業時間は、事業者の勤務時間、休暇等に関する条例及び規則等に準じて定めるものとする。

(1) 営業日は月曜日から金曜日とする。ただし国民の祝日及び1月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 上記の営業日及び営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制を整備する。

(居宅介護予防支援の内容)

第7条 指定居宅介護予防支援の内容は次のとおりとする。

(1) 居宅介護予防サービス計画作成

(2) 指定居宅介護予防サービス事業者等との連絡調整

(3) 利用者に対する相談援助業務

(4) その他利用者に対する便宜の提供

(居宅介護予防支援の提供方法)

第8条 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所(センターが業務を委託している場合は、その受託事業所とする。以下同じ。)内の相談室とする。

- 2 サービス担当者会議の開催場所は、利用者の居宅とする。
- 3 介護予防サービス支援計画作成者は、6か月に1度、居宅介護予防サービス計画の実施状況を把握し、達成状況について評価するとともに、利用者の相談にのるものとする。

(利用料)

第9条 指定居宅介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護予防支援が、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

(事業の実施地域)

第10条 事業の実施地域は、原則沼田市の区域とする。

(秘密保持)

第11条 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 第1号及び第2号に規定することのほか個人情報の取り扱いについて必要な事項は社会福祉法人沼田市社会福祉協議会個人情報保護規程に準ずるものとする。

(苦情処理)

第12条 センターは、事業に対し利用者及びその家族から苦情があった場合には、職員のうちから担当職員を決め問題の解決にむけて調査を実施し、事業の改善の措置を講じるとともに利用者及びその家族に説明を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 センターは、事業の実施により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族及び沼田市介護高齢課の担当者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 センターは、事業の実施に伴いセンターの責めに帰す事由により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第14条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の事項に定める措置を講じる。

- (1) センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催

するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図る。

- (2) センターにおける虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) センターにおいて、担当職員に対し虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 全3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束の禁止)

第15条 身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、事業者及び介護支援専門員は利用者の尊厳と主体性を尊重するとともに、利用者の身体的・精神的弊害を理解し、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束禁止のための措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第16条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 センターは、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第17条 センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように次の事項に定める措置を講じる。

- (1) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) センターにおいて介護支援専門員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他運営についての留意事項)

第18条 センターは従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 センターは、事業の一部を指定介護予防支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に事業が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮するものとする。
- 3 センターは適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。又利用者及びその家族によるセンター（従業者）に対するハラスメント行為についても禁止事項として明確に定めることとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は令和6年4月1日より施行する。